

# 第2章 華東地域(上海市、江蘇省、浙江省、安徽省)

2022年、華東地域(上海市、江蘇省、浙江省)の域内総生産(GRP)は24兆5,243億元(全国のGDP121兆207億元の20.26%を占める)となった。省市別に見ると、上海市の実質GRP成長率は0.2%減、江蘇省は2.8%増、浙江省は3.1%増となった。3省・市の第三次産業のGRP全体に占めるウエイトは第一次産業、第二次産業と比べて高く、上海は74.1%、江蘇省は50.5%、浙江省は54.3%となり、第三次産業が大部分を占めている。2022年における華東地域の対内直接投資実行額は738億ドルとなり、地域別では、上海市は0.4%増、江蘇省は5.7%増、浙江省は5.2%増となった。貿易総額では、上海市、江蘇省、浙江省はそれぞれ前年比3.2%増、4.8%増、13.1%増となり、いずれもプラス成長となった。

## 上海市

### 上海市の経済動向

2022年の上海市のGRPは前年比0.2%減の4兆4,653億元(全国のGDPの3.7%を占める)となり、成長率は全国(3.0%)を下回った。産業別に見ると、第一次産業は前年比3.5%減の97億元で、第二次産業は1.6%減の1兆1,458億元、第三次産業は0.3%増の3兆3,097億元とGRP全体に占める割合が74.1%となり、前年比0.8ポイント高く、第三次産業が引き続き経済成長をけん引している。固定資産投資の伸び率は1.0%減で、全国の伸び率(4.9%増)より低かった。また、社会消費品小売総額は9.1%減で、全国の伸び率(0.2%減)より低い。不動産投資は1.1%減で、全国の伸び率(10%減)を上回った。貿易総額は3.2%増の4兆1,903億元で、そのうち、輸入額は0.5%減だったものの、輸出額は9.0%増だった。また、上海市の対内直接投資実行額は240億ドルで、中国全体(1,891億ドル)の12.7%を占めた。伸び率は前年比0.4%増で全国の平均伸び率(8%)を下回った。先行指標となる契約ベースでは402億ドルと前年比35.1%減少した(表)。

表: 上海市の経済動向(2022年)

項目	金額	伸び率(%)
GRP(域内総生産)(億元)	44,653	△0.2
第1次産業(億元)	97	△3.5
第2次産業(億元)	11,458	△1.6
第3次産業(億元)	33,097	0.3
工業生産付加価値額(一定規模以上、億元)	40,473	△1.1
固定資産投資額(億元)	-	△1.0
インフラ投資額(億元)	-	△7.9
民間投資額(億元)	-	-
不動産開発投資額(億元)	-	△1.1
社会消費品小売総額(億元)	16,442	△9.1
貿易総額(億元)	41,903	3.2
輸入額(億元)	24,769	△0.5
輸出額(億元)	17,134	9.0
対内直接投資	-	-
契約ベース(億ドル)	402	△35.1
実行ベース(億ドル)	240	0.4
消費者物価指数(CPI)	-	2.5
都市住民1人あたり可処分所得(元)	84,034	1.9

出所: 上海市統計局

上海市の対内直接投資を産業別にみると、2022年は第三次産業の実行額が前年比1.0%増の230億7,300万ドルとなり、上海市全体の96.3%を占めた。

2022年の上海市の輸出額は前年比9.0%増の1兆7,134億元で、主要国・地域別にみると、EU向け輸出が20.8%増で最も多く、続いてASEAN向け輸出が11.7%増、日本への輸出が2.8%増、米国向け輸出が1.9%増の順であった。一方、香港向け輸出は19.6%減であった。

2022年に上海市に新たに投資した外国企業数は4,352社で、前年比35.1%減少した。対内直接投資実行額は239億56万ドルで、前年比0.4%増加した。

2022年末までに、上海市に投資した国と地域は192に達し、上海市は多国籍企業の地域本部891社、外資研究開発センター531社を認定した。年内に多国籍企業の地域本部60社、外資研究開発センター25社が新規に増加した。

### <地方政府との交流の状況>

上海市政府とは、上海日本商工クラブ事業環境委員会で取りまとめている「上海市のビジネス環境に向けた建議」をもとに、対話を続けている。副市長が出席するハイレベルな円卓会議から、複数回にわたる事務レベルでの対面での会議(分科会)を通じて、意思疎通や解決を図るようまで発展してきている。日系企業による各政府部門への要望活動は中国各地で行われているが、一問一答式で書面回答

が得られることはほぼなく、上海市政府の真摯な姿勢と併せ、価値ある取り組みとなっている。なお、2022年は防疫措置強化により分科会等対面交流は実現していない。

### ① 上海市対外友好協会陳靖会長と商工クラブのオンライン会合

- ・開催日時：5月12日
- ・中国側参加者：上海市対外友好協会
- ・日本側出席者：上海日本商工クラブ
- ・交流内容：食糧支援および复工復産に関する意見交換。

### ② 浦東新区と日系企業のオンライン円卓会議

- ・開催日時：5月16日
- ・中国側参加者：浦東新区、関係部局
- ・日本側出席者：日系企業9社、上海日本商工クラブ、在上海日本国総領事館、ジェトロ上海
- ・交流内容：复工復産にあたり日系企業の要望等をヒアリング、関係部局から回答。

### ③ 上海市商務委主催在上海日系企業复工復産オンライン座談会

- ・開催日時：2022年5月18日
- ・中国側参加者：上海市商務委員会副主任、上海市發展改革委員会、ミンコウ区経済委員会等の関係部局
- ・日本側出席者：日系企業7社、上海日本商工クラブ、ジェトロ上海
- ・交流内容：复工復産にあたり日系企業の要望等をヒアリング、関係部局から回答。

### ④ 宗明上海市副市長と日系企業との复工復産オンライン座談会

- ・開催日時：2022年6月8日
- ・中国側参加者：上海市副市長、市衛生健康委員会、市商務委員会、税関等の関係部局
- ・日本側出席者：日系企業6社、上海日本商工クラブ、ジェトロ上海
- ・交流内容：复工復産にあたり日系企業の要望等をヒアリング、関係部局から回答。

応じてゆきたいが、施行までの期間が短いとその対策や準備ができないため相応な猶予期間の確保をお願いしたい。

例

1. 電力調整による工場稼働制限
2. コロナ禍対策
3. 2022年6月20日にSIPGから着港24時間前における「危険特性分類鑑別報告」の提出による危険貨物コンテナの確認の通知があり、その施行が7月1日であった。ところが、現在、輸入時に税関から「危険特性分類鑑別報告」が求められていないため未取得の場合が多い。鑑定だけで14日かかるため対応できない。

- ・プラスチックは世の中一般の多くの商品に使用されており、今般導入されたプラスチック汚染防止の強化方案が各業界・企業に影響を与えている。特に食品業界では商品の包装に加えて、店頭での販売促進活動等に当たってプラスチックカップやビニール袋も常時使っているが、これらが新たに規制対象となれば、商品設計からビジネスモデルまで大きな影響が出得る。規制の検討に当たっては、企業のヒアリングを行い、経済や事業活動への影響も勘案しながら慎重に進めるようにしていただきたい。

プラスチック汚染対策メカニズムは現行の政策の執行状況に基づき、適当な時期に政策に対する調整を行い、調整前に各関係者の意見を聴取し、迅速に告知、発表すると回答いただいております。意見聴取の際には商工クラブ（農水食品部会）からもヒアリングしていただきたい。

- ・各種パッケージの脱プラスチック推進のため、市独自でインセンティブを付けたり、ブランドオーナーや消費者を誘導できるような制度を策定いただきたい。

なお、政府として検討している内容や、具体的な検討のスケジュールを示していただきたい。

例えば、脱プラを一定以上達成した企業に対する認証制度や表彰、補助金支給、減税といった優遇策や、日本のように、パッケージの材料につき重量比50%以上を紙にすれば「紙マーク」を付けられるようにすること、パッケージの脱プラレベルに応じて、1～5級のマークを印刷すること（家電の省エネ等級のイメージ）、脱プラパッケージを使用した商品を購入した消費者がメリットを得られるような仕組み構築（商品価格は少し高くなるが、脱プラ商品の売上の一部を市の教育助成に回す等。支付宝等のアプリとの連携も検討）などの方法を検討いただきたい。

- ・現在、大規模工場のみグリーンエネルギー購入枠が設けられているが、中小規模の工場にも購入枠を拡大していただきたい。

※大規模工場：電圧35kv以上、年間電気使用量5000万KWh以上

## < 建議 >

### ① 環境規制

- ・中国ユーザーからの要望で化学品の機能改善目的で、化学品の成分は変更せずにその比率だけを調整する場合がある。化学品は成分比率が異なるだけでも別製品として取り扱われるが、成分調整でその化学品の危険性・有害性が高まらない場合は、備案形式で許可していただきたい。
- ・上海での危険廃棄物処理費が周辺地区よりかなり高い、価格指導、若しくは処理業者の競争を進めていただきたい。
- ・新たな規制や通知が公開され、その施行までの期間が短いケースが多い。日系企業としては対

## ②安全規制

- ・華東地域（特に上海周辺）の危険品倉庫は引き続き少ない状況が継続している。中国国内・輸出入も含めて危険品倉庫へのニーズは引き続き高い状況は継続しており、危険品倉庫の新規設立を継続検討願いたい。スポットで利用できる危険化学品倉庫を見つけることは引き続き困難であり、危険化学品倉庫の数を増やすよう取り組んでいただきたい。
- ・電子材料用途で使用される化学物質は、クリーンルームで使用されることが多い。しかし、クリーンルームの仕様上、危険化学品の保管条件に合致させることが困難である。少量危険化学品についてだけでもクリーンルーム内で保管できる取扱いとしていただきたい。
- ・2022年8月8日に「上海進一步加強本市危険化学品道路運輸儲運環節管理的通告」が公布され、上海市では危険化学品道路輸送ならびに保管の安全管理が強化された。また新たに加わった「危険貨物（危険化学品）道路運輸全過程管理系統」に関しても運用および日常監督の混乱発生などが懸念される。これらに限らず日系企業が抱える危険化学品・危険貨物取扱の課題や不明点について、定期的に応急管理局と実例を交えた意見交換、情報交換を行うことは双方にとって非常に有益であると考えている。是非、2021年に開催した分科会の再開をお願いしたい。
- ・危険化学品経営許可証への追加申請を簡略化し申請から許可証発行までの期間を短縮していただきたい。

事例：危険化学品目録（2015）の第2828項目に該当する混合物の品目追加申請は、区の応急管理局担当での資料確認→区の応急管理局承認→上海市応急管理局承認を経た後にシステムにて追加申請を行い、危険化学品経営許可証に品目が追加される。最初の区の応急管理局担当の資料確認から危険化学品経営許可証への品目が追加までに最短でも2カ月を要している。区および市の承認を得るには都度各々の窓口で書類の授受が必要なので、申請から品目追加までの一気通貫での処理をお願いしたい。

### ・混合物登記

危険化学品目録実施指南5条により、混合物に含まれる成分が危険化学品目録に記載されており、主成分の質量比または体積比の合計が混合物の70%以上である場合、当該混合物を危険化学品経営許可証に登録すべきとされている。さらに、許認可登録の際に混合物の商品名と主成分の含有量を明記する必要があるとされている。

一方実務上は、混合物の種類がかなり多く、同一の混合物でもメーカーにより含有比率が異なる場合が多くある。このような事情から扱うすべての混合物の名称と主成分の含有量を明記する

ことは煩雑なため、シリーズ商品の登録を認めるなど登記の簡素化をお願いしたい。

- ・2018年10月31日に上海浦東国際機場貨運站有限公司および東方航空物流股份有限公司の貨站事業部安検站からそれぞれ出された通知広告（安検站[2018]101号）により、0.3Whを超える電容（コンデンサ）は危険品として取り扱われることになったが、それに該当しない場合も、両社の貨站事業部安検站の指示により上海化工院から発行される鑑定書原本を毎回提出することとなっている。安全規制上の指示で有り、政府による監督に基づくものと思料される。

同様の鑑定書原本の提出が行われている青島空港の例では、初回のみ鑑定書原本の提出が必要であり、一度提出するとシステムに登録されるため、鑑定書原本の毎回提出は不要となっている。

0.3Whを超えない製品については、鑑定書の原本の提出の免除（青島同様のシステムまたはコピー等による代替等）を許可いただきたい。

## ③貿易

- ・輸入申告を行う企業として正しいHSコードでの申告を心がけている。しかし、現在の事前教示制度は回答までの時間が長いこと、正式な照会のみでの対応等必ずしも使いやすい制度ではない。短期日で参考意見を求められる等の簡易的な制度を設けより簡便に活用できる制度としていただきたい。また、さらなる照会期限の短縮化等、引き続き制度改正に向け税関総署への働き掛けをお願いしたい。
- ・税関の事後調査でHSコード違いを指摘され、関連資料・説明書を提出したものの、2カ月以上回答が来ないケースが発生している。

できるだけ早いタイミングで回答（単一窓口システム上で、Close（弁結）と表示）をいただきたい。また、提出後の回答期限の目安があれば教えていただきたい。

- ・製品品種が多い会社は作業性改善のため押印する原紙枚数は減らしたい。電子通関も導入されている現在において、SDS・製品ラベルはファイルでの提出が可能ではないか。
- ・化学品の輸入通関において、税関から輸入品の危険化学品の該非やHSコードを確認目的のためにその成分情報の開示を求められることは理解している。成分確認に際して、税関担当者から成分の化学品名ではなくcas番号の提示が良いとされることがある。しかしながら、現存の化学物質にはcas番号を有していないものが多く存在している。加えて、中国での新規化学物質申請はcas番号なしでも可能で、登録後5年間はその品名のSDS等での未公開も認められている。このような状況をふまえて、SDS以外での化学品名開示も認めていただきたい。

- ・昨年、商務部/税関総局が発表した二重物項目と技術輸出入許可証管理弁法第6条の規定に基づき、化粧品で汎用される「トリエタノールアミン」配合商品では、二重物項目と技術輸入許可証の要求を受ける可能性が高く、化粧品企業としては輸入障壁になることを懸念している。一部の地方では既に当該運用が始まっており、多くの企業が限られた仕組みの中で従来以上の時間とコストをかけて通関している声も届いており、他国のような量制限など、除外規定を設けていただけるよう中央への意見出しをしていただくことを要望したい。多数の地域から声がかかることで、ビジネス環境へ影響が出ないように、除外運用などを設けることを要望として届けていただきたい。
- ・「固形廃棄物の輸入禁止」に関し、固形廃棄物の定義を明確にして欲しい。また、中国での輸入時に指定検査機関で検査して該非を判定することができるが、当該検査機関は税関からの委託しか受けない(一般企業からの委託を受けない)ため、輸入業者は貨物到着前に、当該貨物が輸入禁止品に該当するか、明確にすることができない。従い、貨物を出荷する前に、該非が判定できるように改善をお願いしたい。
- ・海事局によるホワイトリストの導入には感謝したい。しかしながら、ホワイトリストに収載されていてもリスク回避のために100%成分開示を要請してくる船会社が多く存在する。船会社へのホワイトリスト活用の啓蒙をお願いしたい。
- ・昨年のAEO認証制度の変更もあり、AEO認証申請する企業が増加していると理解している。しかしながら、我々としては「認証に通らなかった企業は、1年以内に税関に認証の再申請をしてはならない」という規定は長すぎると感じている。そこで、この規定を定めた背景・理由を説明いただきたい。

#### ④金融

- ・非貿易送金(コミッションおよび裁判関連費用等)について、対外送金可能な取引が制限されていることに加えて、関連規制による対外支払要件(取引内容およびエビデンス等)が細部まで明文化されておらず、業務遂行に支障をきたしている。まずは、関連規制の撤廃および緩和をご検討いただいた上、関連規制で求められる要件を具体的かつ文章で明示いただきたい。

事例1(コミッション)：在日本の当社同士で取引は決まったが、商流が中国国内(Supplierの中国工場仕入、→Customerの中国国内企業売り等)というような場合においては、中国国内取引に係るコミッションに該当するため対外送金が認められていない。取引実態に基づき、中国国内取引に係るコミッションであっても支払を認めていただきたい。

…本件は解決済み。

事例2(裁判関連費用)：裁判に必要となる供託金について、日本への払い戻しなどが非貿易送

金として差し止められるケースが多発している。送金にあたり必要とするエビデンスなど、制度の明文化を進めていただきたい。

…「銀行が実質優先の原則に基づき、取引の真实性を把握した後に手続を行う」とご回答いただいているが、銀行が判断に迷う事例が生じた場合、銀行と管轄当局が事前協議を行い、明確な対応方針を明示いただきたい。

事例3(契約解除賠償金)：成約後、貨物出荷前に当事者双方間で、契約を解除し、海外の買主から中国の売主に解約賠償金(5万米ドル超)を支払うことに合意し、解約協議書を締結する予定であるが、この解約賠償金を受領するに際し、解約協議書等の書類のほか、判決書や仲裁判断もエビデンスとして銀行より提示要求されている。当事者間で既に合意済事項であり、判決書や仲裁判断まで要求される事は過剰要求であり、貿易取引の実情に合わせ、非貿易送金業務を柔軟的に取り扱いいただきたい。

- ・中国国内取引において、中国以外の国に存在する企業から、わが社売掛金に対する保証を取得して取引を行うケースがあるが、クロスボーダー規制により、中国以外の海外の国から保証金を受取ることができないと認識している。昨年度に続き、この規制の緩和(撤廃)についてご検討いただきたい。また、この検討に加え、昨年度にご回答いただいたご提案(保証金専用口座の開設)について、より具体的な内容をご教示いただきたい。
- ・中国企業における海外からの融資債務(以下、対外債務)に関して、国内の保証人が海外の債権者に対しクロスボーダー保証を差し入れるスキームは、中国外貨管理上取扱不可である旨、銀行および外貨管理局より回答あり。さらに、上記対外債務に関して、中国企業が持っている動産への抵当権を設定するスキームも、抵当権登記を取り扱う当局から、登記不可との回答あり。上述両スキームは中国のクロスボーダー担保の関連法令上のいわゆる内保外貸・外保内貸のいずれにも該当せず、禁止事項には該当しないものである。法令に明記されていない妨げを撤廃し、法令のとおりを実施いただきたい。
- ・日本の親会社が中国企業に対して保有する営業債権(売掛金)を中国の現地法人に譲渡することについて、法律では認められていると了解しているものの、譲渡代金の送金が認められていない(金融機関経由、外貨管理局に問い合わせた結果)。現地法人において、営業債権(売掛金)の回収の方が合理的なケースもあるため、送金を認めていただきたい。

例えば、日本の親会社は中国企業に対して商品を販売する輸出取引があり、日本の親会社は中国企業に対して営業債権(売掛金)を保有。しかし、中国企業から期日を過ぎても入金がなく、海外から営業債権を回収することが物理的に困難な状況と判断したため、日本の親会社は子会

社である中国の現地法人に同営業債権を譲渡することを検討。その際、クロスボーダーにおける親子会社間での営業債権譲渡は可能だが、外貨管理規制上、営業債権譲渡に係る譲渡代金の送金（中国子会社から日本親会社への送金）ができない事が判明し、結局、営業債権の譲渡を断念したケースがあった。債権譲渡ができて、譲渡代金の送金ができなければ意味がなく、外貨管理局のルール上、クロスボーダーにおける営業債権譲渡に係る送金を認めてほしい。

- ・「除外項目」に含まれる「生活消費関連」支出には物価高騰が該当するとのご回答をいただいているが、どのような事例に適用できるのか不明瞭であるため、具体的事例を交えてご説明いただきたい。

「個人外匯管理弁法」および「個人外匯管理弁法実施細則」で定められている「外国人の年間人民元購入上限額が5万米ドル相当」の引き上げについて、引き続きご検討いただきつつ、国家関係部門への働きかけをお願いしたい。

- ・国家税務総局公告（2018）28号十三条について承知した。一方、同第十四条では、「諸事情により発票を入手できない場合、代替資料の手配により、損金算入可能」との規定があり、具体的に、①発票を発行できない原因を証明する資料、②契約書または協議書、③支払証憑、が必須資料と記載されている。ただ、実務上は、これらの真実性を証明する証憑を整備しても、損金算入が確実に可能（以降の税務調査を受けない）という確証が持てず、証憑の様式や記載項目等を明確化していただきたい。

- ・国有資産監督管理委員会が指定する評価事業者（会計事務所等）が出した評価額の開示にあたり、算出に用いた計算式および各種前提条件などの詳細を明記するようにしていただきたい。

売買当事者間での金額合意があった場合においても、「国有資産評価管理弁法」および「施行細則」「資産評価機関管理暫定弁法」「公認評価士資格制度暫定規定」に基づき、評価事業社による評価額との乖離幅が±10%以上になった場合、売買当事者間で再度金額交渉が必要となる。当該規則の撤廃または乖離許容幅の拡大などをご検討いただきつつ、国家関係部門への働きかけをお願いしたい。

- ・2015年8月6日付「最高人民法院關於審理民間借貸案件適用法律若干問題的規定」で企業間の金銭貸借が認められたにもかかわらず、人民銀行「貸款通則」には人民銀行から許可を取得した金融機関のみが貸付業務を可能とする条文（21条）が残るため、企業グループ内を含めた企業間の転貸ができない状況にある。この転貸禁止ルールを廃止して、グループ企業間の直接貸付を認めていただきたい。また、2020年9月9日の金融分科会で外管局より「今回の質問は企業グループ内の転貸に限るから、持ち帰って人民

銀行調査本部に反映し、優先的に考慮していただけるか検討する。」の発言に対して、進展と新たな政策動向があれば、随時情報共有いただきたい。もし一般企業間の貸付が対象外なのであれば、その旨を明確にいただきたい。

- ・多国籍企業がグループ資金を集中運営する所謂グループファイナンスにおいて、通常はマスター会社が外部から資金を調達し、グループ内企業へ転貸する形で資金提供を行うが、現状、クロスボーダーでの調達資金について転貸金利の全額に増値税が課される。しかし、他の国際金融センターではクロスボーダーの金利収入を非課税とするケースもある。そのため、グループ内企業はオフショア市場調達が有利となる場合があり、多国籍企業にとっては、上海においてこの部分の増値税コストがクロスボーダーグループファイナンスを拡大する際のネックとなる。この点について、増値税の控除、税の減免、還付による財政補助等により、上海における多国籍企業のさらなる競争力の強化についてご検討いただきたい。2021年建議の回答により国家税収制度に関するものとの回答があり、内容については理解しているが、引き続き国家税務総局への働きかけをお願いしたい。
- ・過小資本税制において、企業は関連会社からの借入がその純資産の2倍（金融会社は5倍）を上回る部分を損金処理できない場合があり、グループファイナンス拡大の妨げになっている。この係数（関連会社からの借入÷純資産）を計算する際に、関連会社へ転貸するために他の関連会社から調達した金額を除外できるよう、規程を見直しおよび明確な通達の形で明文化していただきたい。また、金融当局だけでなく、税務当局からの支援もお願いしたい。2倍を超えても損金処理できる条件として、独立取引原則を証明できる資料である【特殊事項文書】の提出が必要だが、書類が煩雑な上、各地税務当局の取り扱いも若干違うところがあるため、都度各地税務当局と確認の上、資料を準備する必要があるため、非常に時間と手間が掛かる。

#### 【対応案】

1. グループファイナンスで資金運用をしている企業集団に対して、その係数（関連会社からの借入÷純資産）を計算する際に、関連会社へ転貸するために他の関連会社から調達した金額を除外できるよう、規程の見直しおよび明確な通達の形で明文化していただきたい。他の金融センター所在国では国外からの借入を過小資本税制の対象とするケースはあるが、中国では国内借入（グループファイナンスを通じた預託を含む）も対象に含み厳しい制度となっている。
2. 上記1が対応できない場合は、独立取引原則を証明するための手続と必要書類の簡素化を検討していただきたい。2021年建議の回答により国家の権限に属し、国家税法・税制の調整に関連

するものである旨理解をしているが、引き続き関係当局への働き掛けをお願いしたい。

- ・現状、一般投資としての株式取得については借入金の充当が認められておらず、企業は自己資金を充てる必要がある。事業会社の経済活動として合理性が認められる取引については借入資金の活用を可能とし、少数株主としての合併事業への参画時の資金調達円滑化を図ることで、企業活動の効率性のさらなる向上に資すると思われるため、借入資金について、その用途の柔軟性を高める検討をお願いしたい。或いは、一事一議で許可が得られる場合の要件を予め提示していただきたい。
- ・自由貿易試験区においては、自由貿易の促進、グローバル資金の誘致を目標に、クロスボーダー資金移動の完全な自由化の実現に向けて注力されており、自由貿易試験区では多様化した外債調達制度を導入すること、さらなる規制緩和として関連する外債管理制度措置を廃止することを検討いただくことを提案する。最近では、ハイテク企業に対して最大1,000万米ドルの外債枠を付与する施策が発表された。自由貿易区の重要な構成部分、自由貿易区に進出する貿易会社にもさらなる外債限度額を与えることで、企業の上海FTZエリアにおけるグローバルビジネス展開（例えば新型オフショア国際貿易等）の利便性が向上する。
- ・外資系損害保険会社においても、中国国内で統一した保険サービスや保険プログラムの提供を可能にすべく、統括保険証券規定の対象範囲を同一法人から同一企業グループに属する法人に拡大いただきたい。現行規定では、異なる地域に存在する同一法人の財産や責任に係る保険を一括して引き受けることが可能だが、異なる地域に存在する同一企業グループに属する法人の保険を一括で引き受けることはできない。銀行保険監督管理委員会に働きかけの上、当該規定の改定を求めたい。
- ・2021年12月31日、中国人民銀行が公布した「地方金融監督管理条例(草案意見募集稿)」のうち、条例第11条「地方金融組織(の中のファイナンスリース会社)は地元サービスの原則を堅持し、地方金融監督管理部門が承認した区域範囲内で業務を営み、原則として省級行政区域をまたいで業務を展開してはならない」という規定案について、日系リース会社経営への悪影響回避、日系企業に対する良好な設備投資環境の保障、日系機械設備メーカーに対する販売促進手段制限の回避のために、第11条の削除につき中国人民銀行と交渉してほしい。

#### ⑤ 税務

- ・諸外国で導入されている連結納税制度(Tax consolidation/ combined reporting)の中国への導入を検討いただきたい。なお、連結納税制度とは親会社と同一視する一定の子会社集団を含めて企業集団全体を一つの「課税単位」と

みなし課税する制度であり、日欧米等の先進国では既にこの連結納税制度を導入済みである。こうした中、在中国企業に対して企業組織に係る法制・税制について格差が存在することは国際競争力の低下に繋がる恐れがあり、海外から中国への投資がなされる場合にマイナスの影響を及ぼすことから、導入を検討いただきたい。2020年～2021年建議の回答により国家の権限に属し、国家税法・税制の調整に関連するものである旨理解をしているが、企業にとっては重要な論点であり、引き続き関係当局への働き掛けをお願いしたい。

- ・税務上の繰越欠損金について、現状のルールでは繰越年限は5年となっているが、この繰越期限をさらに長く設定していただきたい。繰越欠損金の繰越期間が5年と言うのは国際的に見ても最低水準にとどまっており、繰越期間を無制限としている国も多い。中国企業としても企業組織に係る法制・税制について格差が存在することは国際競争力の低下に繋がる恐れがあり、海外から中国への投資がなされる場合にマイナスの影響を及ぼすことから、延長を検討いただきたい。2020年～2021年建議の回答により国家の権限に属し、国家税法・税制の調整に関連するものである旨理解をしているが、企業にとっては重要な論点であり引き続き関係当局への働き掛けをお願いしたい。
- ・電子發票促進のため、電子發票の発行・受領・保管が可能な共通のプラットフォームシステムの政府側での構築を検討いただきたい。

現状、電子發票に関する要求が厳格であり、これらの要求をすべて満たすよう各社が独自にインフラシステムを構築するのは困難である。

- ・外国籍人員の個人所得税に関する免税優遇規定が2023年末まで延長されたことに感謝している。本規定の外資系企業への経営影響は非常に大きいことから、2024年以降も延長いただきたい。
- ・非居民企業(外国企業)間における、株式譲渡に係る税務手続を簡素化いただきたい。企業投資性資産の入替え促進や申告漏れなどによるコンプライアンスリスク低減のため、手続も簡素化していただきたい。
- ・財税[2012]39号 財政部家務務総局關於出口貨物勞務增值稅和消費稅政策的通知

上記より、a.通関業務とb.輸出して海外客先と外貨決済を行う企業が異なっても輸出税還付(免除)政策が適用されるが、以下対象エリアでは有効である一方、「保税區」は対象とはならず、恩恵を受けられていない。

- ① 輸出加工区／② 保税物流園區／③ 保税港區／④ 綜合保税區／⑤ 珠海越境工業區(珠海公園)／⑥ 中國ハホルゴス國際國境協力センター(中國支援地域)／⑦ 保税物流センター(B型)(以下、特別地域)に販売する取引。

保税區（上海自由貿易區に属する）も対象に含めていただくようお願いしたい。

具体的な問題としては、国内A社が通関後に保税區に登録されているB社に販売。その後、B社が輸出した場合に、A社が輸出税還付を受けることができないケースがある。実態としては通常の輸出と変わらず、対象エリアに指定がないために還付を受けられないのは、貿易取引の制約となるため改善いただきたい。

#### ⑥通信

- 基礎電信業務および付加価値電信業務（特にPaaS, IaaSを始めとしたクラウド事業）への参入に関する外資規制（合弁会社に限定された参入形態、最低資本金等）に関して、早期の包括的な規制撤廃に向けて、上海市が中央に対して影響力を行使することを求める。

特にPaaS, IaaS関連業務については、サービスの影響度が低いものは規制緩和するようなリスクベースのアプローチ等についてもご検討いただきたい。

また、電信業務の許可・変更などの手続面での相談を受け付ける市政府窓口の設置や、上海市が新たな実施案の策定や規制緩和を計画する際に日系企業との意見交換や説明会を実施いただくことを切に期待する。

#### ⑦会社運営

- 車両抵当登記の手続窓口は公安局（車両管理局）であるが、未だに電子営業許可証での抵当手続が中国国内どこでも受け入れられていない/開始されていない状況。引き続きフォローおよび改善のサポートをお願いしたい。
- 「中華人民共和国市場主体登記管理条例」が2022年3月1日から実施された事に伴い、経営範囲の用語は市場監督管理局が指定する規範用語を使わなければならない。既存経営範囲に照らして、その用語を規範用語への転換を行ったところ、文字数は既存経営範囲の文字数より大幅に増えている場合がある。一方、当局の登記システム上、経営範囲入力文字数に900文字という制限があり、900文字を超えた内容を入力できないため、経営範囲内容の削除が強いられることがある。法的に制限されていない以上、企業は自分の経営範囲を決定する権利を持ち、登記システムの入力文字数制限により、経営範囲を削除せざるをえなくなる合理性がなく、登記システムの改善を検討いただきたい。
- 「中華人民共和国市場主体登記管理条例」等の新しい会社登記関連法令においては、海外株主、外国人非常勤董事に対する実名認証の方法が明確に規定されておらず、実務上、海外株主の代表取締役や現地法人の外国人非常勤董事等の顔の正面を映しながら、自分の名前を日本語で読みあげる録画の提出を求められることがある。このような実名認証の方法は、非常に手間

がかかると共に不便である。現状のままでは、外資系企業の中国への投資を阻害する一因となり得る恐れもあるため、簡易で効果的な実名認証方法を検討いただきたい。

- 弊社が有するリース債権に対して、返済期日を迎えても返済しない、さらには数回督促しても返済しない顧客がいる場合には、最終的には法的強制力（起訴）に基づく債権回収を行っている。ただし、上海市裁判所における起訴受理可能件数には実質的に毎月一定の上限があり、それ以上の数の起訴対象顧客がいた場合には、起訴タイミングを翌月に延期せざるを得ない状況となっている。契約順守の商習慣を一般市民にも根付かせるため、また会社の財務健全性を保ち、中国金融リスクをミニマイズするため、裁判所の運営体制を拡充させて起訴受理可能件数を増やしていただきたい。
- 帰国留学生等に対する関連優遇策（例えば住宅手当等）について、優秀人材を継続確保する観点から手当補助の期間延長措置等を検討していただきたい。また、在中国の外国籍留学生等を地域本部企業にて現地採用するにあたって、帰国留学生と同様の優遇策を制度化し実施いただきたい。

#### ⑧食品・化粧品

- 乳製品、肉類、野菜・果物等の青果物等の輸入規制について、引き続き日本政府と継続中の協議を進めていただき、科学的なデータに基づき早期の緩和措置を検討するよう、国家関係部門へ働きかけをお願いしたい。
- 福島第一原子力発電所の事故に起因する輸入規制について、一部の食品、農産物に関して輸入の再開を認めていただき感謝するが、引き続き日本政府と継続中の協議を進めていただき、科学的なデータに基づき、合理的な範囲の規制となるように見直すよう、国家関係部門への働きかけをお願いしたい。
- 「化粧品ラベル管理弁法」が2021年6月に公布され、2022年5月より実施、また実施前登録届出申請に対しては2023年5月前までの猶予期間を設けていただけのため、化粧品企業は現在多数の既存品や新製品で弁法対応に向けて全力で取り組んでいる。一方、この運用は、多くの品質安全基本表示のみならず、さまざまな訴求やデザイン性等のマーケティング要素も含むため、輸入化粧品の特性や魅力を著しく低下させ、企業の大きな負担になっているのも事実である。特に原産国規制と中国規制の乖離による不可避課題は、中国専用の資材変更追加を余儀なくされ、中国のお客様が国外で購入することを後押しする形にもなりかねず、原産国法定表示に対する中文説明付加などの従来運用継続、オーバーラベル対応など、消費者にとっての商品魅力伝達や企業負荷低減ができる猶予処置、あるいは、ラベル要求情報量の増大に対する小容量容器対応も大きな課題であり、消費者生活のデ

デジタル化が急速に進む環境下で、2次元バーコード応用等を可能にする電子対応法規の早期整備を強く要望している声を、日系企業が多く所在する上海市政府より中央へ働きかけて欲しい。

- 上海市では7月に上海市浦東新区化粧品産業創新發展若干規定を發表するなど、化粧品産業の革新的な發展、化粧品分野における新しいモデルの産業形態の育成など、化粧品分野における先進的な取り組みを打ち出していただけたことに感謝申し上げる。上海における化粧品企業の科学技術イノベーションがいつそう進むべく、世界的な動物試験廃止の推進、サステナビリティに対する企業や消費者の意識向上を図るなど、世界的に注目される環境に配慮した先行基準づくりの拠点になることを期待する。
- 《化粧品注冊備案資料管理規定》有関事項的公告（2021年第35号）で定められた補充報告では疫病影響を鑑みて、他の地方に先駆けて期間延長の措置を設置していただけたこと、さらに数多くの勉強会などの開催により企業の法規理解にご尽力いただいたことに深く感謝申し上げます。一方、原料安全性情報の登録完備では、来年からの新製品届出・登録申請、および従来製品でも2023年5月1日までに、使用された全ての原料が対象とされており、それぞれの安全性情報を提出しなければならない。ただし、海外の原料メーカーに中国規制を周知させた上で必要書類を揃えるよう、化粧品メーカーから働きかけているものの、現状も原料メーカーの中で対応できる企業が一部に限られている実態があり、化粧品メーカーとして苦慮しているところである。原料安全性情報の登録に関しては、制度自体の上海MPAによる柔軟な運用を認めて貰うこと、さらには化粧品メーカーの実情を踏まえNMPAへの緩和に向けた働きかけをしていただけることを要望する。
- 2021年度のご回答を踏まえ、國務院藥品管理監督部門への登録または届出が免除されない点は理解をしたが、新原料登録手続の簡素化可能性については国家藥品監督管理局にフィードバックをお願いしたい。

#### ⑨ 上海市の政策（自由貿易試験区）

- 越境ECポジティブリストについて、一般貿易で輸入が許可されているもの（清酒、鰹節、水溶性食物繊維、チョコレートなど）について、財政部など国家部門に積極的に提案し、追加していただきたい。
- 昨年度同様に以下のポイントを要望する。尚、21年度回答で「同一貴金属の定義および規格は国の権限事項に該当する」と回答いただいたが、過去わが社が山東省・青島で貴金属リース貿易を実施した実績があるので、上海市商務委員会としての本件に対するご意見を伺いたい。  
中国国内の石油精製業者や石化品製造業者等

の産業実需家向けに、第三国との貴金属リース貿易を行い、上記中国国内顧客向けに貴金属のリース取引を検討しているが、リース貿易により物品を輸入することについて、「税関輸出入貨物徴税管理弁法」で個別に章を設けて規定を設けているものの、どのような種類の物品についてリース貿易方式での輸入が認められるかについて明確に規定されていない。また、リース貿易での輸出における同一として見做される貴金属の定義については、国際慣習（国際的には、国際認証を取得している地金については、ナンバリング如何に関わらず、同質・同量であれば同価値と見做される）に応じていただきたい。

- 渡航後、隔離期間があることが事業上のネックとなっている。感染対策の一環であることは十分理解しているものの、2022年9月現在、上海では集中隔離7日間および自宅観察3日間について、例えばワクチン接種者はこれら隔離の短縮あるいは自宅観察期間を省略するなどの対応を検討いただきたい。
- 入境後にコロナ陽性が判明した場合、金山の公共衛生センターに収容されるが、事前の説明もなく移送される。また、個室ではなく2~3人部屋で、特に中国語を理解しない外国人にとっては大きなストレスであり、非常に耐え難い環境となっている。感染対策の一環であることは十分理解しているものの、言語対応や病室の配慮等、隔離の環境について改善をお願いしたい。
- ロックダウンで2か月以上企業活動ができない期間が続いていたが、企業負担削減に対して効果的な政策は少なく、中国投資や従業員給与削減、中国での事業規模縮小や撤退等を考えざるを得ない状況となっている。企業の業績低迷は雇用不安にも繋がっているため、ロックダウン明けの「リベンジ消費」も2年前ほどの力強さがなく、それは各種経済指数にも表れている。

補助金設置や税務優遇、景気刺激策等を幅広く実施いただき、企業の事業推進や拡大を支援いただきたい。

- 上海市のロックダウン中、封鎖となった倉庫と運営を継続していた倉庫が混在していた。復工の優先順位が低い物品については理解するが、一例としてライフラインと直結する食品添加剤において他社製品は許可が出ていたにも関わらず、当該倉庫には区の商務委員会、街道から物流再開の許可が一向に下りなかった等がある。そのため、早期に物流再開ができなかった事で顧客（食品会社）のサプライチェーンに支障を与えた。特殊な状況下ではあるが、ライフラインにかかわる物品の物流の維持を図っていただきたい。
- システム改修により高鉄の乗車がパスポート可能になったこと、外国籍旅行客の領収書受け取り可能期間が乗車日から30日から180日に延長されたことに感謝している。現在国鉄集団において検討されている電子インボイスについても

早期に導入いただきたい。

#### ⑩地域性外国商会

- ・外商投資法第27条に従い、上海日本商工クラブが法律・行政法規および規則の規定に照らして関連の活動を実施し、自らの適法な権益を維持・保護できるようお願いしたい。

※上記内容は2022年12月16日上海市に提出したものです。